

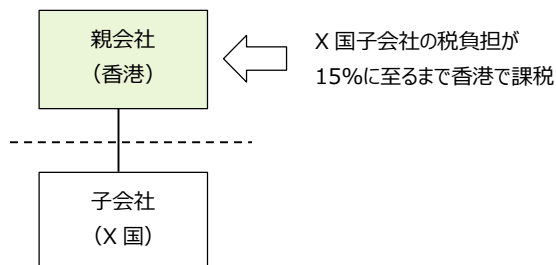
グローバル・ミニマム課税に関する改正条例が可決

1. グローバル・ミニマム課税に関する改正条例が可決

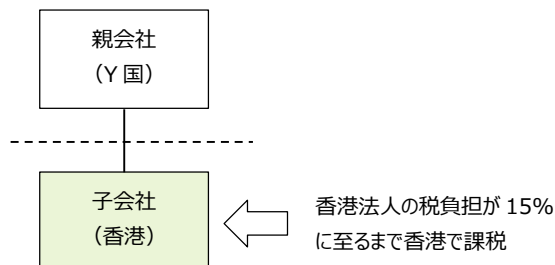
香港立法会（議会）は 2025 年 5 月 28 日、多国籍企業を対象としたグローバル・ミニマム課税（global minimum tax : GMT）及び香港ミニマムトップアップ課税（Hong Kong minimum top-up tax : HKMTT）を 2025 年 1 月 1 日付で導入することを盛り込んだ改正条例を可決しました。

これは、経済協力開発機構（OECD）主導の国際課税改革の一環で、年間総収入が 7 億 5,000 万ユーロ（約 1,230 億円）以上の多国籍企業に対して、一定条件を除く所得に 15%以上を課税する仕組みです。グローバル・ミニマム課税及びミニマムトップアップ課税の導入により、香港政府は実効税率が 15%を下回る多国籍企業から上乗せ税を徴収し、実効税率を 15%に引き上げられるようになります。政府金融サービス・財務局の許正宇（クリストファー・ホイ）局長は、グローバル・ミニマム課税が導入されることで、各国・地域は法人税率を下げるだけでは資本や投資を呼び込めなくなるため、香港の強みが一層際立つと述べています。

【グローバル・ミニマム課税のイメージ】



【香港ミニマムトップアップ課税のイメージ】



2. 雇用主の MPF 滞納、罰則強化を検討

香港の強制退職年金基金「強制性公積金計画（MPF）」制度を監督する強制退職年金基金管理局（MPFA）は、近年雇用主が MPF 積立金を滞納するケースが増えていることを受け、罰則の強化を検討しています。MPFA の鄭恩賜マネジングディレクターが 2025 年 5 月 18 日のテレビ番組で明らかにしました。鄭氏によると、MPF 積立金が未払いになっている雇用主に対して発行する通知の件数は、2022 年の 34 万件から 24 年には 39 万件まで、年平均 7～8%のペースで増加している計算で、今年も同程度かそれ以上の増加が見込まれるということです。

現在、雇用主に対する延滞金は滞納期間に関係なく一律 5%となっていますが、MPFA は滞納期間が長期化した場合に 10%の延滞金を課すなど段階的な罰則制度の導入を目指し、政府と条例改正について協議中です。

鄭氏はこのほか、倒産企業の未払い金を立て替え払いする公的制度「破産賃金保障基金」の対象を MPF

積立金に拡大する案が出ていることを歓迎しています。回収不能な積立金は年間 1,000 万香港ドルほどで、財政の大きな負担にはならないとの見方を示しました。

3. 土地登記手数料、3 段階に分けて引き上げ

香港政府は 2025 年 5 月 16 日、土地登記に関するサービス手数料を、2025/26 から 27/28 年度（2025 年 4 月～2028 年 3 月）にかけて、3 段階に分けて引き上げると発表しました。各段階の値上げ幅は 15～35%となります。

手数料改定の対象となるサービスは、①譲渡や抵当を含む法律文書の登記、②売買契約の登記、③賃貸借、賃貸借契約、賃貸借契約の更新や解除の登記、④その他の法律文書の登記、⑤不動産の持分や権益に対する担保や抵当権を譲渡または移転する法律文書の登記、の 5 種類です。

政府は、この 5 種類の手数料は約 30 年間引き上げられておらず、受益者負担の原則に基づき見直しを行ったと説明し、改定後の手数料はサービス提供のコストを回収できる水準に設定したとしています。

手数料の改定は、2025 年 7 月 16 日、2026 年 7 月 1 日、2027 年 7 月 1 日の 3 段階に分けて実施されます。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。